

伐木等作業における 最近の労働災害事例

伐木造材作業における災害事例(伐倒者が伐倒木に激突されたもの①)

事例1(平成28年5月、死亡1名)

【災害発生状況】被災者は樹高約16m、胸高直径約24cmの立木を斜め上方に伐倒し、伐倒者は斜め下方に避難したところ、立木が斜面上の別の伐倒木に激突して跳ね、斜面を滑り、被災者に激突したものの。

【災害発生原因】

- ①伐倒済の木に跳ね返り、退避場所に滑ってくるおそれのある方向に立木を伐倒させたこと。
- ②伐倒済の木が滑ってくるおそれのある場所を退避場所としたこと。

【再発防止対策】

- ①伐倒済の木等に激突しないよう、あらかじめ伐倒木を取り除く等の措置を講じること。それが困難な場合には、伐倒木が伐倒済の木等に激突するおそれのない方向に伐倒させること。
- ②伐倒木が跳ね、又は滑った場合であっても安全が確保できる場所に退避させること。

事例2(平成28年4月、死亡1名)

【災害発生状況】被災者は伐根直径約28cmの偏心木を受け口を作って伐倒していたが、受け口が浅い、受け口の角度が60度を超過しており大きい、追い口の高さが低い、またつる幅が広いことなどのため、伐倒時につる以外のところから立木が裂け、裂けた幹が被災者に激突したものの

【災害発生原因】

- ①受け口を適切に作らせていなかったこと。
- ②伐倒時に伐倒者を退避させなかったこと。

【再発防止対策】

- ①受け口を適切に作るができるよう、伐木作業の教育を行うこと。
- ②伐倒の際は、安全な場所に退避させること。

事例3(平成28年9月、死亡1名)

【災害発生状況】被災者は胸高直径約28cmの立木をななめ切りで伐倒していたところ、伐倒木の枝に激突され、枝に挟まれた状態で斜面を落下した。災害のあった現場では、他の作業員も日常的にななめ切りを行っていた。

【災害発生原因】

- ①ななめ切りにより伐倒を行わせたこと。また、ななめ切りを行わないよう事業者が教育を行っていないこと。

【再発防止対策】

- ①胸高直径40cm未満であっても、可能な限り受け口を作り、ななめ切りを行わせないこと。また、事業者はななめ切りを行わないよう労働者を教育すること。

伐木造材作業における災害事例(伐倒者が伐倒木に激突されたもの②)

事例4(平成28年12月、死亡1名)

【災害発生状況】被災者は工事用道路建設のため伐倒作業を行っていたが、サクラの枝がからんでいるシイを伐倒した際、シイが倒れ始めるとサクラの枝が折れ、退避していた被災者の上に落下した。退避距離は約1.2mであった。

【災害発生原因】

- ①枝がらみがあるにもかかわらず特段の措置を講ずることなく伐倒させたこと。
- ②十分な安全を確保できない場所に退避させたこと。

【再発防止対策】

- ①枝がらみの処理、十分な退避など、事業者は伐木作業に当たって適切な方法を作業員に指示すること。
- ②伐木作業の安全について作業員に再教育を行うこと。

伐木造材作業における災害事例(伐倒者以外が伐倒木に激突されたもの)

事例5(平成28年6月、死亡1名)

【災害発生状況】被災者らは、樹高約29m、胸高直径約28cmの立木Aを伐倒する際、伐倒の方向を確実にするため、立木Aにかけたワイヤロープを立木Bのチルホールで引き、張力をかけた。伐倒者が立木Aをチェーンソーで伐倒していると、立木Aがチェーンソーを入れた付近から折れ、12mほど離れたところで作業を監視していた被災者に激突した。

【災害発生原因】

- ①伐倒を行わない者を伐倒木の周辺から退避させないまま伐倒を行わせたこと。

【再発防止対策】

- ①伐倒時には、伐倒者以外を伐倒木の周辺に立ち入らせないこと。

事例6(平成28年9月、死亡1名)

【災害発生状況】樹高約20m、胸高直径約22cmの立木を伐倒したところ、風にあおられて伐倒方向が変わり、立木から約11mはなれたところで玉切り作業を行っていた被災者が激突された。

【災害発生原因】

- ①伐倒を行わない者を伐倒木の周辺から退避させないまま伐倒を行わせたこと。

【再発防止対策】

- ①伐倒時には、伐倒者以外を伐倒木の周辺に立ち入らせないこと。

伐木造材作業における災害事例(その他の激突され)

事例7(平成28年8月、死亡1名)

【災害発生状況】被災者は樹高約16m、胸高直径28cmの立木を伐倒したが、枝がらみをしていた他の立木の根が浅く張りも小さかったため、引き抜かれて倒れ、被災者に激突した。

【災害発生原因】

①伐倒木の枝、隣接する立木の枝の状況を十分調査することなく伐倒を行わせたこと。

【再発防止対策】

①伐倒の前に伐倒木の状況、伐倒木の周囲の状況を確認すること。

事例8(平成29年3月、死亡1名)

【災害発生状況】被災者は伐倒木の枝払いを斜面の下側から行っていたが、枝が払われたことにより伐倒木が斜面を転がり、別の伐倒木との間に胸部を挟まれた。

【災害発生原因】

①伐倒木が動き出すおそれがあるにもかかわらず斜面で枝払いを行ったこと。

【再発防止対策】

①安全な作業計画を策定すること。

②労働者の教育を行うこと。

伐木造材作業における災害事例(かかり木処理①)

事例9(平成28年3月、死亡1名)

【災害発生状況】被災者が樹高約31m、胸高直径約43cmの立木Aの伐倒作業をチェーンソーで行っていたところ、かかり木となった。被災者は立木Bを伐倒して立木Aに激突させること(あびせ倒し)によりかかり木を解消しようとしたがうまくいかず、更に立木Cを伐倒して立木Aに激突させようとし、状況を見るためかかり木に近付いたところ、かかり木となっていた立木Aが落下し、被災者が下敷きとなった。(一人作業のため推定)

【災害発生原因】

①あびせ倒しによるかかり木の解消をさせたこと。

②かかり木の下に入ったこと(推定)。

【再発防止対策】

①かかり木の処理においては、あびせ倒しを行わせないこと。

②かかり木の下に立ち入らせないこと。

伐木造材作業における災害事例(かかり木処理②)

事例10(平成28年9月、死亡1名)

【災害発生状況】被災者が樹高約25m、胸高直径約53cmの立木Aの伐倒作業をチェーンソーで行っていたところ、斜面下方の立木Bにかかり木となった。被災者は立木Bをチェーンソーで伐倒することでかかり木を解消させようとしたが、伐倒の途中で立木Bが切断面の中央近くから上方に向かって約2m裂け、そこで折れて跳ね上がり、被災者に激突した。

【災害発生原因】

- ①かかり木をけん引具等を用いずに解消するため、かかられている木の伐倒を行わせたこと。
- ②伐倒木の枝、隣接する立木の枝の状況を十分調査することなく伐倒を行わせたこと。

【再発防止対策】

- ①かかり木の処理においては、かかられている木の伐倒を行わせないこと。
- ②伐倒の前に伐倒木の状況、伐倒木の周囲の状況を確認すること。

事例11(平成28年9月、死亡1名)

【災害発生状況】被災者はチェーンソーにより樹高約16m、胸高直径26cmの立木をななめ切りで伐倒した際、かかり木となり、かかり木を解消しようと接近しているときにかかり木が落下してその下敷きになった、または、ななめ切りによって伐倒した木が倒れた際にその下敷きになったもの(一人作業のため推定)。所属事業場では日常的にななめ切りで伐倒していた。

【災害発生原因】

- ①ななめ切りによって伐倒させたこと。
- ②かかり木の処理について安全管理の徹底がされていなかったこと。

【再発防止対策】

- ①40cm未満の胸高直径の立木の伐倒についても、ななめ切りによらず、受け口、追い口を作って伐倒すること。
- ②かかり木の場合は、「かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」に基づき安全管理を徹底すること。

事例12(平成28年12月、死亡1名)

【災害発生状況】被災者が樹高約20mの立木の伐倒をチェーンソーで行っていたが、本来伐倒予定のなかった作業路下の立木を伐倒した際、立木がかかり木になったため、別の立木を伐倒してあびせ倒しをしたところ、伐倒木がかかり木に激突した際に跳ね、被災者の胸部に激突した。

【災害発生原因】

- ①あびせ倒しを行ったこと。
- ②予定していなかった作業を行ったこと。

【再発防止対策】

- ①かかり木の処理においては、あびせ倒しを行わせないこと。
- ②当初の予定に沿って作業を行わせること。

伐木造材作業における災害事例(チェーンソーによる切創)

事例13(平成28年10月、休業14日)

【災害発生状況】 土場造成のため支障木を伐倒する作業をしていた被災者が、足下が滑ってチェーンソーの下に左足が入り、左足ももを切創した。

【災害発生原因】

- ①下肢の防護措置がなかったこと。
- ②滑りにくい靴を履いていなかったこと。

【再発防止対策】

- ①下肢をチェーンソーから防護する保護具を着用させること。
- ②滑りにくい靴を履いて作業をすること。

事例14(平成28年6月、休業1週)

【災害発生状況】 直径26～30cmのスギに足をかけて玉切りをしようとした際、被災者はバランスをくずして左によろけ、チェーンソーに左足が接触した。

【災害発生原因】

- ①下肢の防護措置がなかったこと。
- ②不安定な姿勢で玉切りをさせたこと。

【再発防止対策】

- ①下肢をチェーンソーから防護する保護具を着用させること。
- ②不安定な姿勢で玉切りを行わせないこと。

事例15(平成28年6月、休業2週)

【災害発生状況】 作業員Aが伐倒のための追い口を切り終え、チェーンソーを抜くと同時に、被災者である作業員Bがくさびを差し込もうと手を出し、ソーチェーンに左手指が接触した。

【災害発生原因】

- ①伐倒作業中に伐倒者以外の者を接近させたこと。
- ②チェーンソーを伐倒木から離し、くさびを打つ作業に移行する際の手順が十分に確認されていなかったこと。

【再発防止対策】

- ①伐倒時には、伐倒者以外を伐倒木の周辺に立ち入らせないこと。
- ②チェーンソー作業とくさびを打つ作業を分担させる場合は、作業手順を定め、労働者に周知すること。

事例16(平成28年12月、休業12月)

【災害発生状況】 労働者Aがチェーンソーで伐倒作業をおこなっていたところ、チェーンソーがキックバックし、近くで補助作業をしていた被災者の左脚すねの部分に接触した。

【災害発生原因】

- ①伐倒作業中に伐倒者以外の者を接近させたこと。
- ②下肢の防護措置がなかったこと。

【再発防止対策】

- ①伐倒時には、伐倒者以外を伐倒木の周辺に立ち入らせないこと。
- ②チェーンソー作業とくさびを打つ作業を分担させる場合は、作業手順を定め、労働者に周知すること。

事例17(平成28年10月、休業3週)

【災害発生状況】 玉掛けする前に材の枝をチェーンソーで払おうとしたところ、誤って左のすねを切創した。

【災害発生原因】

- ①下肢の防護措置がなかったこと。

【再発防止対策】

- ①下肢をチェーンソーから防護する保護具を着用させること。

事例18(平成28年7月、休業8日)

【災害発生状況】 伐倒の邪魔になる直径10cmの古木を処理する際、伐倒木がチェーンソー側に倒れ始め、チェーンソーが挟まれそうになったので引き寄せたところ、左ひざに接触した。

【災害発生原因】

- ①下肢の防護措置がなかったこと。

【再発防止対策】

- ①下肢をチェーンソーから防護する保護具を着用させること。